

名護市児童生徒等の県外派遣等に関する補助金申請マニュアル (学校用)

1 補助金交付の申請 ※ 事前申請必須！

学校教育活動の一環として児童生徒等が派遣される又は参加する場合、交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて学校長が申請してください。

学校教育活動の一環ではない、個人の活動として派遣される又は参加する場合は、学校長ではなく個人又は任意団体から直接、教育委員会へ申請します。

※ 出発前日までに教育委員会へ申請書類を提出してください。※必着

<提出書類>

必須書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 旅費等見積書 ※ 自作の見積書のみでの申請はできません。
- ③ 行程表・日程表
- ④ 派遣者名簿 ※ 主催者へ提出した書類
- ⑤ 大会要項等 ※ 2大会分（派遣が決まった元の大会及び参加する大会）
※ 元の大会の要項がない場合、大会等名称及び主催者がわかる書類でも可
- ⑥ 派遣依頼書等
- ⑦ 委任状兼同意書
- ⑧ 学校・他団体からの助成(補助)額等がわかる書類
- ⑨ 提出書類チェック表

2 補助金交付決定の通知

市は申請書類を審査・補助金交付の可否を決定し、決定通知書を学校長あて送付します。

3 変更承認申請 ※ 最初の申請時より金額が上がる場合のみ

交付決定を受けた後に派遣に係る日程・費用等に変更があり、最初の申請より金額が上がる場合は変更承認申請が必要ですので、下記の必要書類を教育委員会へ提出してください。

<提出書類>

- ① 変更承認申請書（様式第3号）
- ② 変更内容が確認できる書類
- ③ 提出書類チェック表

4 補助金実績報告書の提出

大会等終了（大会日程の最終日）から **10日以内** に実績報告書（様式第5号）に必要書類を添えて名護市教育委員会に提出します。

<提出書類>

必須書類

- ① 実績報告書（様式第5号）
- ② 派遣者名簿（実績）
- ③ 経費の内訳がわかる書類
- ④ 領収書の写し
※ 領収書の但し書き等で必ず渡航運賃、宿泊費（1泊当たりの単価及び宿泊日数）、楽器運搬費が分かるようにしてください。
- ⑤ 搭乗券（乗船券）の写し
（ご搭乗案内または保安検査証、搭乗証明書、搭乗券のいずれかを提出）
※ e-チケット、QRコード画面の写しは不可
- ⑥ 請求書及び振込口座の写し
- ⑦ 提出書類チェック表

以下、該当する場合

- ⑧ 保護者アンケート（該当する場合は、交付決定時にお渡しします。）

5 補助金交付確定の通知

市は実績報告書を審査するとともに補助金交付額を確定し、交付確定通知書を学校長あて送付します。

※ 補助額は交付決定額のとおり交付されるとは限りません。提出された領収書等を審査し、交付決定額を上限として実績額より補助金の額を確定・交付します。

6 補助金の交付（市⇒学校）

市は、請求書に基づき補助金を指定の銀行口座に振り込みます。

※ おおよそ3週間程度の時間を要します。

7 補助金の支払（学校⇒保護者）

市からの補助金交付を確認でき次第、申請に該当する保護者へ補助金の支払を行ってください。

※ 必要に応じて受領書の提出を求めることがあります。（該当する場合は市の補助金担当より受領書をお渡しします。）

＜その他注意事項＞

1 宿泊費についてーその1ー

宿泊費の補助は「各種大会又は交流試合等の行われる前日から各種大会又は交流試合等の終了した日（各種大会又は交流試合等の終了した日とは、当該大会等における申請対象者の競技等が終了した日又は申請対象者の表彰が終了した日のこと）までの合計額」になりますので、派遣期中すべての宿泊費が補助対象となるわけではありません。

例）派遣期間：8/5～8/9
大会日程：8/7～8/8

派遣期間	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9
大会日程			1日目	2日目	
宿泊対象		○	○	○	

この場合、大会が開催される前日の8/6から8/8までの3泊が宿泊補助の対象となります。

2 宿泊費についてーその2ー

日程が不確定な場合は、最大で要する日程で申請してください。

例えば、1回戦で負けるかもしれない、と考え2日分の旅程で申請したが、2回戦、3回戦に勝ち進んで延泊し実際に4日かかった場合でも、交付申請を2日分で行っていると、補助金は2日分しか交付されません。

3 領収書印紙について

5万円以上は収入印紙の貼付が必要です。

提出の際には添付されているか、必ず確認をお願いいたします。（クレジット払いの場合は必要ありません）

＜その他問い合わせについて＞

Q1 交付申請書の申請額や実績報告書の実績報告額の金額がわからない。

A1 金額の部分は空白で提出してください。

但し、実績報告書の交付決定額には通知された金額を記載してください。

Q2 保護者からの必要書類の提出が揃わず、前日までに教育委員会へ提出できそうにない。

A2 出発後の提出は補助の対象外となります。（保護者から学校への提出は、原則、出発の10日前までです。）

すべての書類が間に合いそうにない場合は交付申請書（様式第1号）に保護者から提出済みの書類を添付し、まずは出発前日までの申請を行ってください。

その他、判断に迷う場合はお気軽に教育委員会担当へご相談ください。

問い合わせ先
名護市教育委員会 総務課
TEL:0980-53-1212（内 132）